

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月30日（平成28年（行情）諮問第607号）

答申日：平成29年2月1日（平成28年度（行情）答申第710号）

事件名：「平成27年度新潟警察との共同実動訓練実施に関する第2普通科連隊一般命令」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「第2普通科連隊と新潟県警との協同実動訓練（2015年11月26日付『朝雲』報道）に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成27年度新潟警察との共同実動訓練実施に関する第2普通科連隊一般命令（2普連般命第200号。27.10.14）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月23日付け防官文第2900号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（省略））である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年2月23日付け防

官文第2900号により、法5条3号及び4号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

陸上自衛隊第2普通科連隊（以下「第2普通科連隊」という。）は、本件対象文書をいわゆる文書作成ソフトにより作成し、紙媒体により決裁を行い、保存、管理しており、決裁後、電磁的記録は不要であることから削除した。

本件異議申立てを受け、再度パソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条の該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙のとおりである。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、別紙のとおりその一部が同条3号及び4号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 異議申立人は、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記2のとおり本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成28年9月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月17日 | 審議 |
| ④ 平成29年1月20日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施，
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年度新潟県警察との共同訓練実施に際して第2普通科連隊長が各中隊長宛てに発出した一般命令（以下「本件命令」と

いう。)であり、処分庁は、法5条3号及び4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性(電磁的記録の保有の有無)及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件命令は、第2普通科連隊が作成し、関係部隊等に紙媒体で配布したものであり、作成元である第2普通科連隊が保有している紙媒体を特定した。

イ 本件命令は、電磁的記録を保存する必要性がないことに加え、陸上自衛隊の部隊運用に関わる機微な内容を含む取扱上注意を要する文書であることから、その原稿の電磁的記録については、情報流出の防止等、情報保全の観点重視し、完成後に廃棄された。

ウ なお、防衛省においては、取扱上注意を要する文書等のうち、当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについて「注意」の表示を行い、適正に管理することとしており、当該文書の原稿の電磁的記録を保存すべき理由等が存しない場合、当該電磁的記録は、当該文書完成後に廃棄している。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、陸上自衛隊の部隊運用に関わる機微な内容が記載されており、その1枚目には「注意」の表示もあることを踏まえると、本件対象文書の原稿の電磁的記録については、情報保全の観点重視し、本件対象文書が完成した後、廃棄した旨の上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に上記の電磁的記録の存在をうかがわせる事情は存しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、その不開示部分には、平成27年度第2普通科連隊と新潟県警察との共同実動訓練における訓練項目の名称及びその実施要領、当該訓練に参加した自衛隊及び警察の部隊名や人数規模並びに当該訓練に供出された装備及び車両の内容や数量等に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、その記載内容に照らし、これを公にす

ると、武装工作員等が我が国に上陸するなどの事案が発生した際に、警察と共同した自衛隊がどのように対応するのかについての具体的な内容が推察され、警察と共同した自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、それらを踏まえた対処行動をとることを容易にするなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、法5条3号に該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号に該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

不開示とした部分	不開示とした理由
2 頁から 1 5 頁までのそれぞれ一部	警察との共同訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，武装工作員等が我が国に上陸するなどの事案が発生した際の運用要領及び態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するとともに，武装工作員等によるテロ等を容易にさせ，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，同条 4 号に該当するため不開示とした。